

## 社会保障こぼれ話

### 社会保障制度の誕生

—スペイン—

スペインは、ベルギー、フランス、およびイタリアに次いで、第4番目に強制的な家族手当制度を採用した、ということを誇りとしている。すなわち、この国には、1938年に強制適用方式の家族手当が、初めて採用されている。

ところで、この国では、1784年にある本が現われているが、この本は、相互扶助に基づく共済方式の組合について触れている。つまり、この本には、疾病、労働能力喪失、および死亡によって生ずる費用を調達する給付、および寡婦年金や遺児年金を支給する制度が示されていた。この制度は、会社とか社会の各クラスごとに設けられた組織を用いて実施されることになっており、毎月または毎週の拠出で財源を調達する仕組みとなっていた。

このような共済方式の制度が古くから現われ

ており、その後も残っていた代表的な共済組合は、海員の組織と公務員の組織であった。たとえば、19世紀初めに政府が実施の責任をもつことになった公務員の共済組合は、この国で最初の社会保障制度で、この共済組合の活動が、民間労働者の福祉活動に大きな影響を与えてきたと自慢されている。しかし、この共済組合が、さらに形を整えたのは1926年で、同年の法律には公務員の年金が規定されていた。

なお、共済組合がより一般化し、かつ活動がより活発となったのは、19世紀で、カタロニア、ヴァレンシア、マドリード（ここでは、やや遅れていた）などを中心として共済組合活動が発達してきた。

たとえば、1880年から鉄道、鉱業、金属加工などの幾つかの企業で、共済組合が設けられてきた。

(平石長久 社会保障研究所)

## || 編集後記 ||

「海外社会保障情報」も、ようやく第4号を世に送り出すことになった。この第4号に至るまで多くの人びとから寄せられたご意見を参考にし、また、関係者が反省と検討を重ね、多少の修正を試みながら今回にいたっている。創刊以来第4号で、この小冊子が現われてから、やっと1年を経過することになるが、号を加えるにしたがって、よりよいものにしたいと願っている。

この小冊子を、立派に育ててゆくために、今後とも大方のご批判とご協力をお願いする次第である。

(平石)

### 海外社会保障情報 No. 4

昭和43年10月31日発行

非売品

編集兼発行 社会保障研究所

東京都千代田区霞が関

3丁目3番4号

電話 (580) 2511~3